

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年7月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「（仮称）東三田マンション計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

東京都港区芝二丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

開発推進部門執行役員 田子 直史

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）東三田マンション計画

（2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）

住宅団地の新設（第2種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市多摩区東三田三丁目10番ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

分譲共同住宅の建設

（2）内容

ア 区域面積	55,916.17㎡
イ 計画人口（計画戸数）	2,436人（764戸）
ウ 土地利用計画	
（ア）公園	3,354.98㎡
（イ）公益用地（緑地）	2,050.13㎡
（ウ）住宅棟	10,829.26㎡
（エ）駐車場棟	5,287.43㎡
（オ）通路、広場	13,246.47㎡
（カ）緑化地	14,426.37㎡
（キ）車路、屋外駐車場	3,514.07㎡

(ク)専用庭	1,460.27 ^m ²
(ケ)駐輪場	1,519.74 ^m ²
(コ)その他	227.45 ^m ²

エ 建築計画

(ア)構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
(イ)階数	地上15階,地下1階
(ウ)高さ	44.98m
(エ)建築面積	17,878.37 ^m ²
(オ)延べ面積	90,557.52 ^m ²

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成17年3月

完了予定：平成19年3月

6 条例評価書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成17年7月22日(金)から平成17年8月22日(月)まで

(2) 場 所

多摩区役所、多摩区役所生田出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所及び本庁
(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。